

欧米競争政策の動向のポイント

2020年11月30日 No.8

金子 晃 監修

内 容

I 米国競争法(政策)

- 1 司法省、鶏肉を巡る継続中の談合捜査において反トラスト法違反の嫌疑で追加的に 6 名が起訴された旨公表(2020年10月7日)
- 2 司法省、反トラスト法に違反したことを理由に、独占企業であるグーグルを提訴した旨公表(2020年10月20日)
- 3 連邦取引委員会、ファイザーのアップジョン部門とマイランとの統合案を条件付きで承認したと公表(2020年10月30日)

II 欧州競争法(政策)

- 1 確約手続
 - (1) 欧州委員会、モデムとセットトップボックス向けチップセット市場における競争確保に向けた Broadcom の確約措置を承認(2020年10月7日)
- 2 濫用行為
 - (1) 欧州委員会、独立販売業者の非公表データの取扱いに関し Amazon へ異議告知書を発出し、あわせて同社の電子商取引事業の慣行に対する 2 件目の調査を開始(2020年11月10日)

公益財団法人 公正取引協会

〒107-0052 東京都港区赤坂 1-4-1

赤坂 KS ビル 2F

電話 03-3585-1241 FAX 03-3585-1265

<https://www.koutori-kyokai.or.jp>

Ⅰ 米国競争法(政策)

本号では3件の事件を取り上げる。1件目は、ピルグリム・プライドの現職と元社長など、鶏肉生産者大手の現職幹部、元幹部や元従業員ら計10人が鶏肉を巡る価格カルテル及び入札談合に関与したとして起訴された事件である。本件では、まず4名を被告人とする起訴状が提出され、その後にそれに優先し、なおかつ同4名を含む計10名を被告人とする起訴状が提出された。

2件目は、グーグルがネット検索や検索連動型広告での独占的地位を使って競争を不法に阻害したとして、司法省などが訴えを起こした事件である。情報技術大手企業に対する本格的訴訟は1998年のマイクロソフト事件以来22年ぶりとなる。

3件目は、製薬大手ファイザーがその後発薬部門アップジョンを分社化し、それを同業マイランと統合させる旨の計画について、連邦取引委員会が10の後発薬関連資産の売却などを条件として承認をしたものである。統合後の新会社は、世界最大手テバ・ファーマシューティカルと売上高で肩を並ぶ後発薬会社となる。3件の詳細等は以下のとおりである。

1 司法省、鶏肉を巡る継続中の談合捜査において反トラスト法違反の嫌疑で追加的に6名が起訴された旨公表(2020年10月7日)¹

司法省は、コロラド州連邦大陪審が鶏肉の価格カルテル及び入札談合を巡る優先起訴状(superseding indictment)を連邦地裁に提出したと公表した。優先起訴状では、過去に摘発された鶏肉を巡る本件価格カルテル及び入札談合に関与していたとして追加的に6名が起訴され、また同じ共謀に関与していたとして過去に起訴された被告らについて追加的事実が存在するとの主張がなされている。なお、本件優先起訴状は、被告らのうちの1人が虚偽陳述や司法妨害をも行ったと主張している。

司法省反トラスト局のマカン・デルラヒム局長は以下の声明を出した。

「反トラスト局は、アメリカの消費者やレストランが食料を購入するに際し払う価格を引き上げるといふ共謀の実施を断じて許したりしない。競争しないで共謀をして値段を吊り上げた企業幹部らは、消費者を騙し、競争的な市場を歪める策略をでっち上げたということで責任を負わなければならない。なお、反トラスト局は、我々の相手方法執行機関の当局者に対し意図的に虚偽の陳述を行い、また捜査の妨害をする者を、今後も訴追対象とするようになるであろう。このような行為は、刑事司法システムの土台を壊すものであり、

¹ Press Release, Department of Justice, Six Additional Individuals Indicted On Antitrust Charges In Ongoing Broiler Chicken Investigation, October, 7, 2020.

法律の及ぶ最大限の範囲まで罰せられるようになる。」

連邦捜査局(FBI)ワシントン支局のジェームズ・ドーソン局長代理代行は以下の声明を出した。

「FBI と我々の相手方機関は、協力をして、本件の犯罪を明るみに出し、また関係する個人に責任を取らせることに全力を注いでいる。継続中の捜査の結果として行われた本件訴追はこれら当局間の協力を巡る固い決意を示すものである。これまで、本件価格カルテルと入札談合を内容とする共謀に関与したとして、10 名が起訴されている。アメリカの消費者とレストラン経営者は、企業幹部や従業員がふところを肥やししながら、食料価格の不要な上昇の負担を強いられるべきでない。」

商務省監察総監室のスコット・キーパー捜査担当副監察官は以下の声明を出した。

「我々は、消費者の利益を害し、また競争的な市場を歪めるような墮落を根絶し続けるために、我々の相手方法執行機関及び司法省と協力し続けことにしている。本件の優先起訴状は、本件と同様な罪を犯そうとする者に対して抑止力を働かせるようなものとなるだろう。」

重罪 3 件の優先起訴状は、主要な鶏肉生産者の幹部と従業員計 10 人が、遅くとも 2012 年から早くとも 2019 年までの間、鶏肉を巡る価格カルテル及び入札談合を内容とする共謀に参加したと主張している。鶏肉は、人間の消費のための食糧として飼育され、スーパーやレストランに販売されている。追加的に起訴された被告人 6 名は、ティモティー・マルレニン、ウイリアム・カントーラ、ジミー・リトル、ウイリアム・ロヴェット、ギャリー・ロバーツ及びリッキー・ブレイクである。マルレニン氏は、メリーランド州に本社を置く鶏肉供給業者の販売担当役員、及びアーカンソー州に本社を置く鶏肉供給業者の販売担当役員を勤めていた。カントーラ氏は、イリノイ州に本社を構える鶏肉供給業者の販売担当役員を勤めていた。リトル氏は、コロラド州に本社を置く鶏肉供給業者の販売担当役員を勤めていた。ロヴェット氏は、コロラド州に本社を置く鶏肉供給業者の社長兼最高経営責任者であった。ロバーツ氏は、ノースカロライナ州に本社を置く鶏肉供給業者の従業員、及びアーカンソー州に本社を置く鶏肉供給業者のマネージャー兼ディレクターであった。ブレイク氏はアーカンソー州に本社を置く鶏肉供給業者のディレクターとマネージャーであった。

以前に起訴された被告人 4 名は同じ共謀に関与し、また優先起訴状においても引き続き起訴されている。彼らは、ジェイソン・ペン、ロジャー・オースティン、ミケル・フライズ及びスコット・ブレイディーである。起訴された 10 人全ては、米国において鶏肉を供給する異なる数社の鶏肉生産者の幹部又は従業員を勤めていた。最後に、リトル氏はアメリカ合衆国の刑法典第 1001 条に違反して、法執行機関の当局者に対し虚偽陳述を行い、またアメリカ合衆国の刑法典第 1512 条に違反して、司法妨害をしたとして訴えられている。捜査は継続中である。

起訴状は犯罪が侵されたことを単に主張するものに過ぎず、被告人は合理的な疑いなく有罪であると立証されるまで無罪である。

シャーマン法の違反行為者に対しては、個人の場合には最高 10 年の禁固及び 100 万ドル(約 1 億 400 万円、1 米ドル=104 円)の罰金の刑が科せられる。シャーマン法違反に対する罰金刑の上限額は、犯罪による利益の 2 倍の金額又は犯罪によって被害者が被った損失の 2 倍の金額の何れかの金額が法定罰金上限額より高額である場合、当該金額まで引き上げることができる。虚偽陳述の罪に対しては、最高 5 年の禁固また 25 万ドル(約 2600 万円)の罰金の刑が科せられる。司法妨害の罪には、最高 20 年の禁固また 25 万ドル(約 2600 万円)の罰金の刑が科せられる。

本件訴追は、鶏肉生産産業における入札談合、価格カルテル及び別の反競争的行為に対する継続中の反トラスト審査の結果によるものである。同審査は、商務省監察総監室、FBI ワシントン支局、農務省監察総監室の協力を得ながら、反トラスト局により行われた。

2 司法省、反トラスト法に違反したことを理由に、独占企業であるグーグルを提訴した旨公表(2020 年 10 月 20 日)²

司法省は 11 州の司法長官とともに、本日、グーグルがネット検索及び検索広告市場において反競争的また排除的慣行を通じて独占力を違法に維持しているとして、コロンビア特別区地方裁判所において民事反トラスト訴訟を提起した。訴状には、違反行為の差止めや、競争を回復するための是正措置が求められている。参加している州司法長官らは、アーカンソー州、フロリダ州、ジョージア州、インディアナ州、ケンタッキー州、ルイジアナ州、ミシシッピ州、ミズーリ州、モンタナ州、サウス・カロライナ州及びテキサス州のそれぞれを代表している。

ウィリアム・バー司法長官は以下の声明を出した。

「現在、何百万ものアメリカ人は日常生活においてインターネットやオンラインプラットフォームに頼っている。この産業における競争は非常に重要である。そうであるが故に、インターネットの番門であるグーグルに対する提訴が司法省と米国民の両方にとって記念碑的なことである。議会上院の承認以降、私は、テクノロジー企業が競争力を維持し続けられるようにするため、市場を主導するオンラインプラットフォームに対する反トラスト局の調査を優先してきた。この提訴は、ネット検索市場でのグーグルの支配力にメスを入れようとしており、この違法な独占者への依存に不平不満を漏らしている米国の何百万もの消費者、広告主、小規模企業及び事業家のために救済措置を求めている。」

ジェフリー・ローゼン司法副長官は以下の声明を出した。

² Press Release, Department of Justice, Justice Department Sues Monopolist Google for Violating Antitrust Laws, October 20, 2020.

「AT&T に対する 1974 年の提訴及びマイクロソフトに対する 1998 年の提訴と同様に、司法省は、競争秩序を回復させ、次世代の技術革新の波が起こりうるようにするため、再びシャーマン法を適用している。今回は重要なデジタル市場での適用である。」

地球上最も裕福な企業の一つであるグーグルは、1 兆ドル(約 104 兆円)の時価総額を誇っており、また何 10 億人ものユーザーや世界中の無数の広告主にとってのインターネットへの独占的なゲートキーパーである。長年にわたり、グーグルは、米国においてクエリ検索に対する回答の 9 割弱を行っており、また同社は、ネット検索また検索連動型広告における同社の独占力を反競争的行為により維持し、また拡張してきた。

訴状において主張されているとおり、グーグルは一連の排他的協定の締結を通じ、ユーザーが検索エンジン、ひいてはインターネットにアクセスするために使う主要な経路を実質的に閉じてしまった。これは世界中の何十億ものモバイル端末やコンピューターに一般検索エンジンとしてグーグル検索を初期設定するようスマホメーカー等に強要したり、また多くの場合には、競合品の初期設定を禁じたりすることにより、実現された。とりわけ、訴状は、グーグルがネット検索及び検索広告市場において独占力を違法に維持している旨を主張している。提訴理由の詳細は以下のとおりである。

- － グーグルは競合の検索サービスの初期搭載を禁じるような独占契約をスマホメーカーなどと結んだ。
- － グーグルは抱き合わせその他の取決めをスマホメーカーなどと結び、同社の検索アプリを無線端末の重要な場所に初期設定するよう強要し、消費者の選考を無視して、それを消去できないようにした。
- － アップルの高人気ネット検索ソフト(ブラウザ)サファリその他の検索ツールにおいて、グーグル一般検索を事実上排他的に標準設定するよう義務付ける、という長期契約をグーグルがアップルとともに結んだ。
- － グーグル検索エンジンが無線端末、ブラウザその他の検索機能へのアクセスポイントで有利に取り扱われるようにするため、グーグルが同社の独占利潤を活用し、独占化の継続的かつ自己強化的なサイクルを形成した。

これら、またその他の反競争的行為は、競争を阻害しまた消費者の利益を害し、革新的で新しい会社が発展し、競争をし、またグーグルの行為をけん制できるという能力を抑えている。

反トラスト法は我々の自由市場経済を維持しており、独占企業が反競争的行為に従事することを禁止している。同法はまた、司法省に対して、本件のような事件を提起し、違反行為の中止や競争回復のための措置を求めたりする権限を付与している。100 年以上にわたり、司法省は、スタンダード・オイルや AT&T 電話会社などアメリカ経済を下支えしている主要産業の独占者に関連する有名な事件で、本件のような措置を求めてきた。数十年

前に、マイクロソフトに対する司法省の訴訟で、ハイテク独占企業が初期設定を義務付けたり、ライバルの流通チャンネルを閉鎖したり、またソフトウェアを削除不能にしたりするような反競争的協定を結んではならないとのことが明らかにされた。本件訴状には、グーグルが同様な取決めを利用し、自社の独占力を維持し、強化しようとしているとの主張がなされている。

本件訴状は、グーグルの反競争的慣行が競争を阻害し、また消費者の利益に有害な影響を及ぼしたと主張している。グーグルは、検索サービスの競合他社が主要な経路や経済性を得られないようにし、それにより米国におけるクエリ検索に対する回答の多くが競争にさらされないようにした。検索エンジンを巡る競争を制限することにより、グーグルの行為は検索結果の質(プライバシー、データ保護、消費者データの利用に関する事項)を低下させ、検索エンジンの選択肢を減らし、技術革新を阻害することにより、消費者に有害な影響をもたらした。検索連動型広告を巡る競争を阻害することにより、グーグルは、広告主に対して競争的市場で請求できるであろう金額よりも高い金額を請求することができ、また、それらに提供するサービスの質を低下させることができる。本訴の提起により、司法省は、グーグルの反競争的行為を阻止し、またインターネット経済に頼っているアメリカの消費者、広告主及び全ての企業のために競争秩序の回復を図ろうとしている。

グーグルは、デラウェア州法に基づき適法に設立され有効に存続する有限責任会社であり、カリフォルニア州マウンテンビューに本社を構えている。グーグルはアルファベット社により所有されている。同法はデラウェア州法に基づき適法に設立され有効に存続する上場会社であり、カリフォルニア州マウンテンビューに本社を構えている。

3 連邦取引委員会、ファイザーのアップジョン部門とマイランとの統合案を条件付きで承認したと公表(2020年10月30日)³

製薬会社である Pfizer Inc.(以下「ファイザー」という。)及び Mylan N.V.(以下「マイラン」という。)は、ファイザーの後発薬部門である Upjohn Inc.(以下「アップジョン」という。)とマイランとの統合案について、競争が減殺されるおそれがあると主張する連邦取引委員会(以下「FTC」という。)に同意して事件を終結させるため、10種類に及ぶ後発薬に関する資産を売却し、その他の条件を順守することに同意した。

本件統合案では、ファイザーが同社のアップジョン事業部門(ファイザーの承認ジェネリック事業 Greenstone, LCC も含む)を分社化し、それをマイランと統合させることになっている。新組織は Viatrix Inc.(以下「ヴィアトリス」という。)と呼ばれる。ファイザーは、アップジョン部門の切り離しに対する一部の対価として、ヴィアトリスから 120 億ドル(約 1 兆 2480

³ Press Release, FTC Imposes Conditions on Combination of Pfizer Inc.'s Upjohn and Mylan N.V., October 30, 2020.

億円)を受け取ることになっている。

FTC の申立書(complaint)によると、届け出られた統合案は、米国内の 7 つの製品市場のそれぞれにおける既存の供給者数を減らし、それにより、各市場における既存の競争を減殺させるものである。7 つの製品は、(1)アムロジピンベシル酸塩錠(高血圧の治療に用いられるカルシウム拮抗剤と高コレステロール血症の治療に用いられる脂質低下薬の統合薬)、(2)エプレレノン錠(高血圧又は心臓発作後のうっ血性心臓疾病の治療に当たり、他の薬品とともに処方されている利尿薬)、(3)フェニトイン咀嚼錠(てんかん発作の防止に用いられる薬)、(4)プラゾシン塩酸塩錠(静動脈血管を柔らかくして血流を良くし、それにより高血圧を下げるという交感神経アルファ受容体遮断薬)、(5)ヒドロクロロチアジド錠(高血圧の治療に用いられる利尿薬)、(6)ガチフロキサシン点眼液(細菌結膜炎の治療に使用される薬)、(7)メドロキシプロゲステロン酢酸の皮下注射溶液(一定のタイプの機能不全を原因とする不正子宮出血の治療に使用される注射溶液)である。

また、FTC の申立書によると、追加的な 3 製品市場においては、本件統合計画が、潜在的競争者による市場参入の蓋然性を延期したり阻止したりして、将来における価格低下の蓋然性を低めるものである。3 つの製品は、(1)レボチロキシナトリウム錠(甲状腺機能低下症の治療に用いられ、又は他の薬品とともに甲状腺癌の治療のために用いられている薬)、(2)スクラルファート錠剤(小腸潰瘍の治療及び防止に用いられる薬)、(3)バレニクリン酒石酸塩錠(チャンティックのブランド名の下で発売されているファイザーの禁煙補助薬)である。

本件和解案では、これらの 10 の後発薬市場における競争上の懸念を解消させるため、当事会社らが Prasco, LLC(以下「プラスコ」という。)に対しアップジョンの 6 つの医薬品に関する権利その他の資産を売却しなければならない。6 つの医薬品はアムロジピンベシル酸塩錠、フェニトイン咀嚼錠、プラゾシン塩酸塩錠、ヒドロクロロチアジド錠、ガチフロキサシン点眼液及びメドロキシプロゲステロン酢酸の皮下注射溶液である。また、当事会社らはプラスコに対してマイランのエプレレノン錠に関する権利その他の資産も売却しなければならない。

また、和解案は、アップジョン、マイラン又はヴィアトリスが 3 つの医薬品に関する如何なる第三者の権利を取得する前にも、FTC の承認を受けなければならないと定めている。3 つの医薬品はレボチロキシナトリウム錠、スクラルファート錠剤及びバレニクリン酒石酸塩錠である。

「パブリックコメントを補助する同意命令案の分析文」で説明されているとおり、プラスコに譲渡される後発薬はアップジョンとマイランの既存の供給業者により製造されることになっており、このため如何なる供給の停止のおそれも軽減されることになる。場合によっては、ファイザー(ヴィアトリスとは別々に存続する主体)がプラスコの製造委託先となり、プラスコがアップジョン/Greenstone の後釜に据えられるようになる。

FTC の職員はオーストラリア、カナダ、欧州連合及びニュージーランドの競争当局の職

員と協力をし、本件統合案及び潜在的な問題解消措置の分析について密接に連絡を取り合った。

FTCは申立書を発出し、同意命令案を受け入れることを3-2で承認した。本件について、Chopra 委員及び Slaughter 委員が反対票を投じた。また Wilson 委員は声明を出した。Chopra 委員は反対声明を表明し、それに Slaughter 委員が賛同した。

本件同意命令案及び「パブリックコメントを補助する同意命令案の分析文」などは間もなく官報において公表され、公表の日から起算して 30 日の間、如何なる者でもパブリックコメントを FTC 宛に提出することができる。

(お問い合わせは、佐藤 潤、経済法学者・慶應義塾大学産業研究所共同研究員・クレド法律事務所提携ニューヨーク州弁護士 jun_sato02@yahoo.co.jp、までお願いします。)

II 欧州競争法(政策)

1 件目は、確約手続により処理された事件である。本件では、チップセット市場における競争確保のため、Broadcom より申し出のあった確約措置(同社のチップセットの排他的供給契約に係る措置)に法的拘束力が与えられた。

2 件目は、我が国でも耳目を集めた Amazon によるマーケットプレイス上の取引慣行に関する事件である。欧州委員会は、同社によるマーケットプレイスの販売業者に関する非公表データの自己の小売部門での利用行為について異議告知書が発出された。また、Amazon が自己の小売部門と、自社サービスを利用する小売事業者をマーケットプレイスでの表示について優遇していたことについて、欧州委員会は市場支配的地位の濫用に当たるとおそれがあるとして調査を開始した。

1 確約手続

(1) 欧州委員会、モデムとセットトップボックス向けチップセット市場における競争確保に向けた Broadcom の確約措置を承認(2020年10月7日)⁴

欧州委員会は EU 競争法の下、Broadcom の申し出た確約措置を法的に拘束力あるものとした。Broadcom は、テレビセットトップボックスとインターネットモデム向けのチップセット(Systems-on-a-Chip、以下、SoCs とする。)に関する排他的ないし準排他的協定のほか、影響のあるすべての条項を停止し、また今後このような条項を含む新たな協定を締結しないことを申し出た。

欧州委員会の競争上の懸念

欧州委員会は 2019 年 7 月、Broadcom による支配的地位の濫用の疑いに関する調査を開始し、同時に暫定措置の実施を求める異議告知書を出した。欧州委員会は同年 10 月、暫定措置について、(i)テレビセットトップボックス、(ii)xDSL モデム、(iii)光ファイバーモデム、(iv)ケーブルモデム向けの SoCs の世界市場において生じるおそれのある競争に対する重大かつ回復不能な影響を阻止する上で必要であるとする決定を採択した。

欧州委員会は、テレビセットトップボックス、xDSL モデム、光ファイバーモデムに関して Broadcom が課している排他的ないし準排他的協定、その他複数の条項を問題視していた。欧州委員会は 2019 年 10 月の決定により Broadcom に対し、同社の主要な顧客 6 社との契約に含まれるこれらの条項の適用を停止し、6 年間にわたり暫定措置を実施するこ

⁴ Press Release, European commission, Commission accepts commitments by Broadcom to ensure competition in chipset markets for modems and set-top boxes, 7 October 2020..

とを命じた。

Broadcom の確約措置

Broadcom は暫定措置の実施を受けて、欧州委員会の競争上の懸念に応えるべく確約措置を申し出た。欧州委員会は 2020 年 4 月、提案された措置の妥当性を確認すべく関係者に照会を行った。これを受けた Broadcom は 2020 年 7 月、市場テストの結果を踏まえて当初提案した確約措置の内容を修正、改善した。

欧州委員会は Broadcom の最終的な確約措置により、他社が本件市場において効率性に基づいて競争することが可能となり、顧客がより低い価格と革新的な製品を享受できるようになることを認定した。

よって欧州委員会は、Broadcom による確約措置について競争上の懸念に応えるものであることを認定し、法的に拘束力あるものとした。確約措置はすべてのデバイス製造業者(いわゆる OEMs)に対して拘束力を有し、暫定措置決定の対象とならないすべての商品が含まれる。より具体的には

- ・ EEA(欧州経済領域)において Broadcom は、
 - a) OEM に対し、テレビセットトップボックス、xDSL モデム、光ファイバーモデム向けの SoCs について、EEA について設定されている最低購入割合を達成することを要求したり、価格・非価格面のインセンティブを申し出ることにより最低購入割合の達成を慫慂しないこと。
 - b) OEM に対し、他の確約措置の対象商品やその他商品を Broadcom から購入することを、テレビセットトップボックス、xDSL モデム、光ファイバーモデム向け SoCs の供給の条件、またはインセンティブを受け入れる条件としないこと。
- ・ (中国を除く)全世界において Broadcom は、
 - a) OEM に対し、テレビセットトップボックス、xDSL モデム、光ファイバーモデム向けの SoCs の購入割合を 50%以上とすることを要求、または特定の種類のインセンティブを申し出ることにより購入割合の達成を慫慂しないこと。
 - b) OEM に対し、他の確約措置の対象商品やその他商品の 50%以上を Broadcom から購入することを、テレビセットトップボックス、xDSL モデム、光ファイバーモデム向け SoCs の供給の条件、またはインセンティブを受け入れる条件としないこと。

このほか確約措置には、Broadcom 製品を使用した機器の入札を求める条項のほか、EEA におけるサービス提供者を対象とした付加的条項も含まれる。Broadcom は、30 日以内に確約措置に従うことを要し、本確約措置は 7 年間にわたり適用される。

本日の決定は、暫定措置の手續において示された欧州委員会の競争上の懸念を受けて 2019 年 7 月に開始された手續を終了させるものである。さらに欧州委員会は、2019 年 7 月に開始された手續に関するその他事項に対する手續も終了することを決定したが、欧州

委員会は将来調査を開始する全面的な裁量を有している。

なお、Broadcom が上記措置に違反した場合、欧州委員会は EU 競争法違反を認定せずに、同社の年間売上高の 10% を上限とする制裁金の賦課が可能である。

2 濫用行為

(1) 欧州委員会、独立販売業者の非公表データの取扱いに関し Amazon へ異議告知書を出し、あわせて同社の電子商取引事業の慣行に対する 2 件目の調査を開始(2020 年 11 月 10 日)⁵

欧州委員会は Amazon に対し、同社が EU 競争法に反してオンライン小売市場における競争を歪曲していたとする初期の見解を通知した。欧州委員会は、Amazon が組織的に自己のマーケットプレイスで販売している独立販売業者の非公表データに依拠し、第三者販売者と直接競合する自社の小売事業に活用していたことを問題視している。

また欧州委員会は、Amazon 自身による販売と、Amazon のロジスティックスと配送サービスを利用するマーケットプレイス販売業者の販売に対する優遇取扱いの可能性に関して、2 件目の正式な反トラスト調査を開始した。

Amazon によるマーケットプレイスの販売データの利用に対する異議告知書

Amazon は、プラットフォームとして 2 つの役割を担っている。すなわち Amazon は、(i)独立系の販売業者が直接顧客に商品を販売できるマーケットプレイスを提供するとともに、(ii)同社がこれらの販売業者と競争しながら、同一のマーケットプレイスにおいて小売業者として商品を販売している。

Amazon はマーケットプレイスの提供者として、注文数、商品の出荷単位、マーケットプレイスにおける販売業者の売上高、販売者の商品提供・出荷データ・過去のパフォーマンスの閲覧数、保証状況を含む商品に対する顧客の苦情等の第三者の非公表事業データへアクセスしている。

欧州委員会の初期の認定によると、大量の非公表の販売データが Amazon の小売事業部門の従業員に提供されており、同事業部門の自動化されたシステムへ直接投入される。これにより Amazon は、マーケットプレイスの販売業者を犠牲にしてこれらのデータを集約し、自身の小売部門品揃えと戦略的な事業上の決定に対応できる。これにより Amazon は、製品群を超えたベストセラー商品の品揃えに特化し、競合する販売業者の非公表データを踏まえて自己の品揃えを調整することなどが可能となる。

⁵ Press Release, European Commission, Commission Sends State of Objections to Amazon for the use of non-public independent seller data and opens second investigation into its e-commerce business practices, 10 November 2020.

異議告知書に要約されている欧州委員会の初期の見解は、Amazon は非公表のマーケットプレースの販売情報を利用して、小売段階での競争に伴うリスクを回避し、EU 最大のフランスとドイツにおけるマーケットプレースの提供市場において支配的地位を強化しているというものである。この事実が確認された場合、市場支配的地位の濫用を禁止する EU 運営条約 102 条に違反する。

なお、異議告知書の送付は、今後の調査結果に予断を与えるものではない。

Amazon の「Buy Box(カートに入れる)」と Prime ラベルに関する慣行を対象とした調査

加えて欧州委員会は、Amazon の事業慣行を対象に 2 件目の反トラスト調査を開始した。本件は、Amazon 自身の小売の品揃えと、同社のロジスティックスと配送サービス(いわゆる「Amazon による提供」)を利用するマーケットプレースの販売業者の品揃えを人為的に優遇している可能性を問題視している。

欧州委員会は、Amazon が「Buy Box(カートに入れる)」の勝者を選定し、販売業者が同社の優待プログラムのプライムユーザーに商品提供をできるようにする基準が、Amazon 自身の小売事業、または同社のロジスティックスと配送サービスを利用する販売業者を優先的に扱っているかについて調査する意向である。

「カートに入れる」は、Amazon のウェブサイトが目立つように表示されており、顧客がある商品を選定された小売業者から直接ショッピングカートへ入れることを可能とするものである。「カートに入れる」での勝利(すなわち、「カートに入れる」の事業者として選ばれること)は、販売戦略上極めて重要である。というのは、Amazon のマーケットプレース上の商品について、「カートに入れる」として選定された販売業者のみが目立つように表示されることで、当該商品の販売注文の大多数を得ることができるとためである。また本件調査が対象とする別の側面は、マーケットプレースの販売業者がプライムユーザーに効率的にアプローチできる可能性に関するものである。プライムユーザーへのアクセスは、販売業者にとって重要である。というのは、プライムユーザーの数は増加し続けており、それ以外のユーザーよりも多くの購入する傾向があるためである。

上記事実が証明された場合、本慣行も 102 条違反となる可能性がある。欧州委員会は、本件に対する詳細調査を優先して進める意向であるが、正式調査の開始は、調査結果に予断を与えるものではない。

なお、欧州委員会によるマーケットプレースの販売業者の非公表データ利用に対する詳細調査は、2019 年 7 月 17 日に開始されている。

(お問い合わせは、多田 英明・東洋大学法学部教授 tada@toyo.jp までお願いします。)